

## 役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

## 社会福祉法人 結の会 役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人結の会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定等に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金（支給する場合）であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事報酬（職員を兼務する場合、所定労働日は支給しない。）
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員の報酬
- (4) 評議員選任・解任委員の報酬
- (5) その他の委員（第三者委員等）の報酬

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬等は、別記に定める額とする。

- 2 理事長の報酬等は、別記1「理事長の報酬」に定める額とする。
- 3 理事の報酬等は、別記2「理事の報酬」に定める額とする。
- 4 監事の報酬等は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬等は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員選任・解任委員の報酬等は、別記5「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。
- 7 その他の委員（第三者委員等）の報酬は、別記6「その他の委員（第三者委員等）の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等及びその他の委員の報酬等は、毎月28日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員及びその他の委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年5月21日より施行する

この規程は、令和5年6月19日 評議員会の議決日から施行する。